

# 玄海プルサーマル裁判ニュース

No.41  
発行日 2024.2.21



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎  
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美  
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL:090-6772-1137(石丸)  
 編集責任 永野浩二 080-5254-6866(江口)

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com  
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/  
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu  
 Twitter : @sagakarakaeru

## 玄海全基差止・行政訴訟 控訴審 控訴から4年目へ

# 大地震が原発を襲う危険性を無視するな！

このたびの能登半島地震で被災されたみなさまに謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

1月17日、福岡高等裁判所において玄海原発控訴審が開かれた。九州電力を被告とする全基運転差止裁判(2011年12月27日提訴)と、国を被告とする行政訴訟(2013年11月13日提訴)、二つの裁判の佐賀地裁不当判決を受け、2021年11月10日に福岡高裁で始まった控訴審の、それぞれ9回目と8回目の口頭弁論が行われた。

この日は雲が出るもしっかりとした冬の陽射しの中、裁判傍聴に約50名が集結した。元旦から能登半島を襲った震度7の大地震と、志賀原発が電源停止など危険な状態となったことを受け、門前集会でマイクを取ってくれた9名、福岡県内から佐賀県、熊本県まで「これは最後の警告だ！今のうちに絶対に玄海原発を止めよう」などと力強いメッセージが連綿と連なった。

14時30分～と15時～のそれぞれの法廷では、私達控訴人(原告側)は被控訴人(被告側)の国および九州電力に対し、「ばらつきの考慮」など基準地震動の問題点について、争点の核心をはぐらかし反論にもならないような反論を繰り返さず、控訴人側の主張に焦点をしっかりと合わせた回答をするように促した。そして、控訴人主張の総括として小山英之さん(控訴人/弁護団補佐人)の意見陳述書を提出し「玄海原発の地震動評価が過小評価」となり法令違反であることを結論付けた。

被告は、この控訴審の3年ずっと同じで「はぐらか



1/17 控訴審報告集会

し」を繰り返すばかりで、最初から自らの主張の立証責任を果たそうとしていないのである。こうした被告の姿勢を法の番人たる裁判所がしっかりと見極め、社会的な公正に則って正義の判決をだすことを原告は望むばかりだ。

法廷では、それぞれ控訴人が意見陳述に立った。行訴では、鐘ヶ江進さんが、原発の歴史から6つの非科学的非人道的な理由を挙げ玄海原発の不要を教育者としての視点で陳述された。

4/24 (水)

### 福岡高裁控訴審

- 13:00 集合 みなさまの傍聴 待ってます！
- 13:15 門前集会
- 14:30 行政訴訟 第9回口頭弁論
- 15:00 全基差止 第10回口頭弁論
- 15:15 記者会見・報告集会

@福岡県弁護士会館 (裁判所隣)

◇今後 2024/7/3(水) 10/2(水)

#### ◀ CONTENTS ▶

- 控訴審報告 荒川謙一…1
- 裁判争点②行政訴訟 江口美知子…2
- 意見陳述 吉良文江/田中雅之…5  
鐘ヶ江進/高森清子…7

- 避難：佐賀市回答 江口美知子/石丸初美…10
- 福岡県避難訓練報告 荒川謙一…13
- 離島避難訓練報告 北川浩一…14
- 反プルサーマルの日行動 田口敬三…15
- コラム 冬野なばな…16

全基では、高森清子さんが生協活動や市議を務めた経験を通じて、2017年の福島視察とデンマークとスウェーデンの社会福祉視察の学びから、子どもたちのために脱原発を力説された。裁判長は仕事柄で訓練されているのか、表情には感情を出さず淡々と指揮を執り続けるので心を読み取れないが、これら陳述を心に留め考えて欲しいものだ。

この間、法廷を迎えるにあたって司法記者室に取材依頼を行っているが、この日も記者は姿を見せなかった。これが3.11から13年目を迎える時期の原発裁判に対する報道姿勢なのだろうか？国の原発推進GX政策に対する忖度だとしたら、改めてカネと利権に自由という魂を制御されてしまう大本営的報道機関に背筋が寒くなるような想いがする。そうではないことを祈って、心してこれから



1/17 入廷行動

も取材を呼びかけなければならない。

法廷後、福岡県弁護士会館にて報告集会を行った。始めに能登半島地震の被災被害者に対して一同、黙祷を捧げた。弁護団より今日の法廷報告と意見陳述者自らの感想と意見表明を行った。そして、原子力規制委員会山中委員長が言及した、能登半島地震を受けた「原子力災害対策指針の見直し」について情報共有とフリートークを行った。今回の大地震によって志賀原発事故時の基本的な避難ルートが何か所も陥没したことを伝える新聞記事などを新たに証拠として提出したところだが、避難計画がまったく機能しないことも、さらに追及していきたい。

法廷は今後4月、7月、10月と進むが、4月は被控訴人側の反論、7月は控訴人側から上岡直見さんの証人尋問となる可能性がある。10月の双方の主張次第では、審理し尽くしたと結審になるかもしれない

終盤を迎えた控訴審、一人ひとりが関心を持ち、一人ひとりに呼び掛けて、法廷をいっぱいにすることが勝利につながっていきます。次回傍聴、よろしくをお願いします。(荒川謙一)

## 裁判の争点 ②全基差止

### 玄海原発3・4号機運転差止請求(被告九州電力)の争点

福岡高裁で控訴審が続いています。私達は裁判に関わって14年になります。しかし、裁判用語になかなか慣れません。平易な言葉で裁判の争点を整理してみました。前号は行政訴訟、今号は全基差止です。

一審で原告は「人格権に基づき安全性に欠けるところがあるから、運転すると原告らの生命及び身体などに係る人格権が侵害されるので運転してはいけない」との主張をしました。

人格権について、2014年5月21日の大飯原発運転差止判決(樋口英明裁判長)は――

「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであ

るがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる」

――と指摘しました。私たちの主張と同義です。

しかし、佐賀地裁判決は「具体的危険性があるとは認められないので、請求は理由がない」と棄却しました。

**争点1・2 「地震動過小評価」「火山巨大噴火の影響」(行政訴訟争点と同理由)**

**争点3 配管の安全性の欠如**

2007年、玄海2号機の余剰抽出系配管※1(クラス1管)で長さ90mm、深さ最大で約8.1mmのひび割れ、及びこれとほぼ直角方向に長さ約20mmの深刻なひび割れが確認されました。「クラス1機器」にはその破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があってはならない」という技術基準に明らかに違反し「運転はしてはならない」と主張しました。

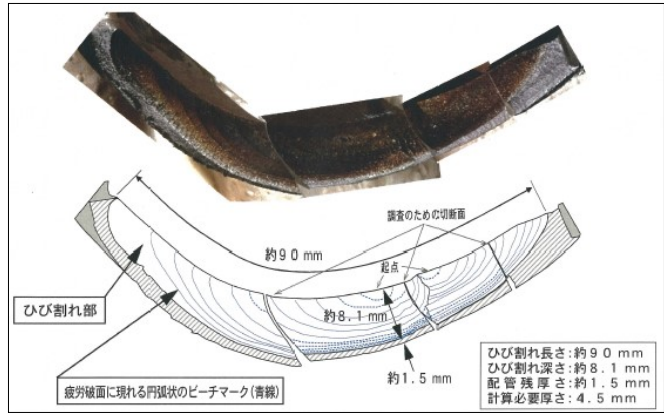
原判決も「深刻な問題であり、九電の安全性確保の取組みによっても万全であるとは言えない。また、将来的な損傷の可能性も否定することは困難」と安全性の確保に疑問を呈しました。続けて原判決は、「検査によって配管の損傷が漏れなく発見されるとは限らないし、判断の誤りなどによる見逃しも生じ得る」と損傷見逃しの可能性まで認めました。

しかるに原判決は、2号機配管ひび割れの“後”の防止対策や、保全プログラムの策定・実施等の保守管理に認定を連ね、結論として「九電において、その防止のための対策が実施され、配管の健全性の確保も継続して行われている。また、定期検査において原子力規制委員会は、本件各号機が技術上の基準に適合するものであることを確認している」と、被告の言い分をそのまま認めてしまいました。

そして原告へは「本件各号機のクラス1管に既に損傷が生じていること又はこれから損傷が生じる蓋然性があることについて個別具体的に指摘ないし主張立証していない」と現場のデータもない原告へ立証責任を課したのです。

そこで、控訴審では原告へ求められた主張立証については、日本の他の原子炉における配管損傷の存在ないし蓋然性について、複数の事象の「個別具体的な指摘」を行い、ひび割れ等が既に生じている可能性やこれから生じる可能性を完全に否定することは困難である事を立証しました。

今控訴審では、地裁の原判決の考え方から「被告においてこそ本件各号機すべての配管の損傷ないしそれらの可能性に対して、保守管理を行っ



玄海2号機配管ひび割れ破面(写真・スケッチ)  
九電2007年2月16日プレスリリースより

ており、安全であることを主張立証していない事をもって、裁判所は稼働を直ちに差し止めるべきであった」と反論しています。

**争点4 核燃料サイクルの破綻及び使用済燃料等の処理の不能**

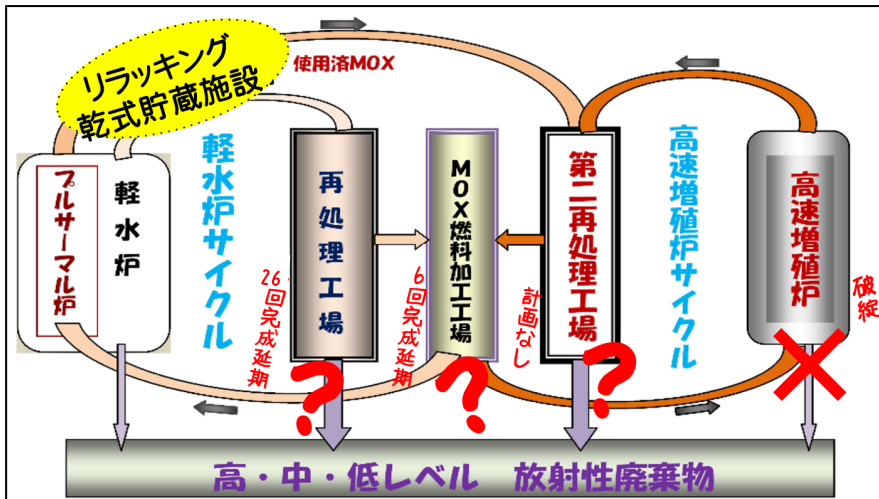
原判決は、わが国において核燃料サイクルが十分に確保されていると認定することは困難であると認めました。一方で核燃料サイクルが確保されていなくても使用済核燃料が適切に貯蔵、管理されていれば原告の人格権が侵害される具体的危険性があるとは言えないと認定しました。

控訴審では玄海3号機から出る使用済みMOX燃料は、ウラン燃料と違い桁違いの発熱量※2を出し、再処理をしないで優に100年以上、未来の世代にも渡るような超長期にわたり玄海サイトで貯蔵・保管されることになり、地震による損傷や、プールのラック等が損傷する可能性等も考えられると、MOX使用済み燃料の問題点を指摘しています。

通常のウラン燃料の使用済み燃料は再処理工場処理されることになっていますが、MOX燃料は、高速増殖炉サイクルと呼ばれる核燃料サイクルにおける第2再処理工場ではしか処理できません。ところが原判決も認めているように、第2再処

\*\*\*\*\*

\*1 余剰抽出系配管：放射能を含む一次冷却水を一部抽出する重要クラス1に指定されている配管  
\*2 発熱量：移動できる安全な温度まで下がるのに、使用済ウラン燃料が30～50年なら、使用済MOX燃料は10倍(300-500年)といわれている。(女川原発第4回安全性検討会議)



“回らない”核燃料サイクル

理工場など計画もない、目処も経っていない状態です。

これらの状況から玄海原子力発電所敷地内での使用済燃料等の貯蔵・管理の安全が確保できるとはいえないので、控訴人らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があると主張しています。

### 争点5 避難計画

控訴審になってからの追加主張で、「原子力防災計画(避難計画)の不備で控訴人の人格権侵害の危険性が生じる」という主張です。原子力安全設計思想の深層防護※3の考え方を踏襲すると、1-4層がどんなに完璧に達成されていても、放射線の異常放出が起こる事を想定した上で実現可能な避難計画が整っていることが必要不可欠と主張しています。

上岡意見書※4では、屋内退避の困難性、段階的避難の非現実性、避難経路の通行支障の可能

性、燃料の制約等々多数の問題点をあげ、避難計画の不備を指摘しています。

これらに対して被控訴人は、国の法制度の下、関係自治体によって実効性のあるものが策定され、原子力防災訓練の実施や、避難計画の一層の充実に向けた取り組みもなされていて、避難計画に不備はないと主張をしています。

控訴人を含む裁判の会など

の市民団体※5が主催した30キロ圏外受入自治体へのアンケート結果では、一昨年、感染症下での避難受入自治体の39%が「受け入れる事が困難」と回答、昨年は、指針にも謳われている30キロ圏外防護措置に対して30キロ圏外自治体の80%が「講じていない」と回答。避難計画不備の現状が露呈されました。

控訴人は避難ルートを実地走破した調査も実施し、橋の数、落石注意のある箇所、避難ルートに合流する橋等、交通途絶の可能性のある地点をあげ立証もしています。しかし、九電の準備書面はほとんど、指針など策定されたものをなぞるだけ、規制委員会の了承だけに頼って具体的な対策などを立証していません。

能登地震が証明した「避難計画の実行性の無さ」を他人事とみるか、裁判所がどう判断するか、注目していきましょう。(江口美知子)



証拠提出した避難経路実地検証の記録

\*\*\*\*\*

※3 深層防護：5層あり、第一層から第三層までは、設計で対応するもの。第四層は被害の拡大を抑え、最小化するもの。第五層は、放出された放射性物質による影響を緩和し、緊急時対策、避難計画策定により人名に危険が及ばないようにするもの。

※4 上岡直見氏：当裁判の会控訴人であり、環境経済研究所所長

※5 玄海の避難問題を考える連絡会(市民10団体で構成)

## 福島原発事故被害者・避難者の声を聞く中で 行政訴訟口頭弁論（10月4日）意見陳述 吉良文江

スケッチ／T.H



私は吉良文江と申します。福岡市城南区に住む主婦です。

福島原発事故があった時は、私の仲間の福岡市議会議員選挙

の真ただ中でした。選挙終了後、政治とは何か、生活とは何かを考えさせられました。福島を自分の目で見て考えようと、2012年11月に福島県田村市と、福島市の中通りを訪れました。先に福島から福岡に避難してきていた人に相談して、福島を案内してくれる人を紹介してもらいました。

田村で会った人は、障がい者を支援するNPOのスタッフでした。福島原発事故が起こった時、施設利用者の人たちを帰せる人は帰し、他の人は一緒に避難をしました。しかし、避難所で過ごすには不便すぎるのでホテルに避難したそうです。その後、一時避難の後、NPOの人たちは近辺の放射線の測定を始めました。他にも、たくさんの方が野菜など大丈夫だろうかと検査しにやってきました。その事務所の近くに山がありました。原発事故があった時、その山の木々はすべて葉を落とし、翌年には木々に大きな葉っぱ、肉ぶとの葉っぱなど、いつもと違う形の葉っぱができていたと話してくれました。

福島の中通りを案内してくれた人は廃炉に向けての活動をしていた人で、原発事故が起こった翌日に大きな集会を予定していたそうで、「遅かった」と悔やんでいました。また、一番の後悔は、断水で人々が給水車の水を待っている時に放射性プルームが来て雨が降り出し、雨の中で給水を受ける間にたくさんの人たちが被曝したということでした。

中通りでは、小学校の通学路や放射能に汚染さ

れやすい場所、がれきの処理をするのに防護服やマスクもせずに機械で粉塵を上げている人たち、家の庭にためられたフレコンバッグを見ました。その家の住人は、いつ持っていつくれるのだろうか、不安でたまらないと話していました。それらの場所を線量計で測りながら案内してもらいました。

避難については、人々に逃げろと呼びかけましたが、自分は老いた父親が施設にいて、逃げられる状況ではなく、逃げられなかったと話してくれました。

中学生の子を持つお母さんから話を聞くこともできました。中通りには阿武隈川が流れているのですが、その土手は人々の散歩道でもあり、中学校のマラソンコースでした。しかし、その土手の道の端に看板が立っていて、「ここから下は危険なので中に入ってははいけません」と書かれてありました。放射線量が高かったからです。お母さんは中学校にこの土手のマラソンコースでの練習は止めてくれとお願いしました。しかし中学校は「土手で走らない子はグラウンドを走るようにしています。そこで練習して下さい」と言われました。お母さんは、こんなに放射線量が高いのにと思いましたが、子どもが友だちと一緒に土手を走ると言うのであきらめました。でも、中学校に対する怒りはおさまらないようでした。

その11年前と今で、状況は変わっているでしょうか。壊れた原子炉建屋の処理や溶け落ちたデブリの回収は未だにできていませんし、決まった廃炉処理の工程もほとんど進んでいません。

福島第一原発事故で福岡県に避難してきた人々の中には、関東からの人もたくさんいました。その中に千葉からの方がいました。彼女の避難の理由は、子どもの鼻血でした。近所の子どもたちの多くが事故前に比べ多くの量の鼻血を出していたそうです。それでここに居ては危ないと、福岡に越してきたのです。千葉は福島第一原発から100キロメートル圏内のところ。一方、福岡市は玄

海原発から50キロ圏内です。玄海原発で事故が起きて放射能が西風に乗れば、福岡も大きな被害となり、さらに本州まで被害は及ぶでしょう。

原発は維持、管理にとっても手が掛かります。老朽化の問題も加わります。核のゴミの処理はいまだ解決策も見出されていません。さらに大きな問題は汚染水の海洋放出です。壊れた原子炉や燃料デブリに触れた水を海洋に流すのは許されないことです。このことはすべての原発に関わる大きな問題です。

そして今、原発はなくても電気は足りています。

この状況で玄海原発が稼働することは反対です。避難計画も国や県の指示待ちで、実効性があるものとは思われません。玄海原発の配管ひび割れによる放射能漏れや度重なる火災事故など九州電力の対策や説明に十分納得できません。

子や孫やずっと未来の世代に負の遺産を残したくありません。再び事故が起こったら取り返しがつきません。すぐに原発を廃止してください。

よろしくお願いいたします。

## 10万年の間の子や孫のために

全基差止口頭弁論（10月4日）意見陳述 田中雅之

私が原発反対運動を始めた動機は、子や孫の世代に使用済み核燃料を残してはいけないと思ったからです。使用済み核燃料は、10万年間保管しなければなりません。今から10万年の間の子や孫の世代からうまれ、ろくに管理できない原子力を弄んで金儲けをする現代人は軽蔑されるでしょう。

私は、福岡県糸島市に生まれました。唐津市と福岡市の間に位置します。糸島市の人口10万人のうち、15%が玄海原発30キロ圏内に属しますので避難計画があります。逆に言うと85%の住民は30キロ圏外に属し、避難計画が実質的にありません。実質的にという意味は、避難計画の中には30キロ圏外のことも触れてありますが、その避難計画は原発事故時には臨機応変に対応すべしと記されているのみだからです。

更に30キロ圏外には、福岡市とその近郊の都市や北九州市がありますが、実効性のある避難計画があるのでしょうか。福島事故時の放射能の7割は、偏西風により太平洋に飛んでいきました。日本地図の玄海町を福島市に合わせると、偏西風により山口県から中国地方にも放射能汚染が広がることがわかります。北部九州の要の、福岡市と北九州は、ほぼ避難区域となるでしょう。九州の経済だけでなく、日本全国の経済にも壊滅的な打撃を与えるでしょう。

次に「原発のメリットとデメリット」についてお話し

します。

原発のデメリットは、前述した経済的影響は二次的なものであり、一次的には、人が汚染されることです。人の生死に

関わることです。特に玄海原発3号機はモックス燃料を使用しています。モックス燃料は使用済み燃料に含まれるプルトニウムを消費するために、通常ウラン発電により生成されたプルトニウムと減損ウラン(劣化ウラン)を混合して作られるものです。現在、日本中の原発で生成されたプルトニウムは約47トンあり、これは長崎に投下された原爆を4,000発分作る量にあたります。プルトニウムは原爆の材料です。大量のプルトニウムを少しでも減らしているという姿勢を国際社会にアピールするために、モックス燃料を作って使用しています。

モックス燃料使用は、石油ストーブにガソリンを入れて使用することに例えられるほど危険です。

一方メリットですが、原発電機コストは安いと政府が主張しています。



スケッチ/T.H

日本の「電源別発電コスト」

資源エネルギー庁 2021年発表の発電コスト

| 電源種類     | 2020年試算 | 2030年試算   |
|----------|---------|-----------|
| 石炭火力     | 12.5    | 13.6~22.4 |
| LNG火力    | 10.7    | 10.7~14.3 |
| 原子力      | 11.5~   | 11.7~     |
| 石油火力     | 26.7    | 24.9~27.6 |
| 陸上風力     | 19.8    | 9.8~17.2  |
| 洋上風力     | 30      | 25.9      |
| 太陽光（業務用） | 12.9    | 8.2~11.8  |
| 太陽光（住宅）  | 17.7    | 8.7~14.9  |

(円/kWh)

2030年では、原子力発電コストと再エネ発電コストはほぼ同じだと主張しているのだらうと思います。

米国の「電源別発電コスト」

IEA（国際エネルギー機関）、米国政府、調査会社、投資会社のほぼ全てが「原発より再エネのほうが大幅に安い」としています。米投資会社Lazardが公表した発電コストのグラフでは、太陽光発電コストは2009年から急落して2021年には、原子力発電コストの四分の一程度になっています。日本政

府が発表した数値はダイナミックに変化している技術や市場を十分に反映していません。原発の建設費や使用済み核燃料の処分費については、欧米に比べ低く見積もられています。「再エネのほうが原発より安い」が世界のスタンダードです。

総括原価方式・地域独占により高い電気を買わされる企業は他国との競争に後れを取ります。市民は高い電気料と消費税により苦しんでいます。

東京電力は福島事故後も存続していますが、九州電力は福岡市等の北部九州が汚染された時に存続できるでしょうか。私は、無理だと思います。市民の生活を壊し、自らの会社も存続できない。誰の得にもならない原発はすぐに廃棄するべきです。

裁判官の皆様、技術的に不完全であり、危険でコスト的にも割の合わない原子力発電をすぐに止めてください。お願いいたします。

**人類は大きな岐路に立たされている**

行政訴訟口頭弁論（1月17日）意見陳述 鐘ヶ江進

アメリカ先住民ホピ族によれば大地に災い（放射能物質）が閉じ込められて生き物が誕生したとの言い伝えがある。まさに現代は、原子力の扉を開いた時代である。命を奪う可能性がある原子力とどう向き合うかが問われている。私は、退職まで高校の教員で理科を担当していた。アメリカ、スリーマイルでの原発事故、ソ連のチェルノブイリの原発事故を知り、日本でも原発事故は起こりえると確信し原発の危険性を知らせる活動も少しはやってきた。原発の開発・再稼働をすべきかどうか人類は大きな岐路にたたされている。

1. 地震列島である日本に原発は安全に運転できるのか

日本はプレートが4つも入り乱れる地域である。地震も絶えず起こり、津波の災害もある。まさに今年、能登地域での今年の地震は予想を超え対応ができない事態になっている。直下型の地震もあ

る。断層はどれだけあるのかわからない。断層の上に原発があれば危険性ははかりしれない。

地震の巣窟日本に原発を造るのはとても認められない。海外の原発は地震が起きにくい地域に造っている。

2. 原発災害の規模の絶大さ

2011東日本大震災の時、菅首相は東日本の壊滅を一時想像していた。アメリカの軍隊や政府関連機関は日本を離れて、一時避難した。原発が同時に4基メルトダウンしたら想像を絶することが起こる。この時に対処することができるのだろうか。放射能の濃度が高ければ活動はできない。そうなれば、事故に対応ができない、東電も幹部は現場からの撤退を考えていたのではないか。その時日本はどうなるのか。その可能性と向き合うことができるのか。

3. 安全性の神話

日本の原発は安全という神話を東京電力も他

の電力会社も政府も言ってきた。マスコミも追  
随した。批判に耳を傾ける謙虚さがない社会  
風土の中で、2011東日本大震災と同じ規模  
の事故は起きないだろうか。安全神話を信じ  
るとリスクは軽んじられ、経済性が優先され  
る。リスクを優先し事故を回避する思想を日  
本では考えられるだろうか。地震学者も、原  
子力規制委員会も大地震の時の安全は保  
障していない。

#### 4. 被曝・放射性物質の拡散の現実

原発を稼働させるためには、莫大な人力が必要。その過程で労働者は被曝する危険がある。命を削る産業が人類には必要だろうか。大事故になれば莫大な放射能が拡散する。日常でも原発からは温排水、放射能のゴミ等が絶えず発生している。温排水は莫大な熱量を放出している。環境に影響があるが正確に、影響を把握できているのだろうか。地球温暖化にも影響を与えている。

#### 5. だれが命を投げ出す命令を出すのか

水俣病、東海原発臨界事故、薬害エイズ事件のとき、どこも責任をとらず解決まで長い年月がかかった。原発の大事故の時、誰がどのように責任を取るのだろうか。過酷事故になったとき、誰が命



を投げ出す命令を出すのだろうか。出さなければ日本は壊滅するかもしれない。

#### 6. 大都市に原発を

電気が必要と思うなら、大量に電気を必要とする大都市につくるべきだ。事故のリスク考え都会の人が判断しなければならぬ。原発の廃棄物も安全ならば大都市で保管管理すればいいのではないか。未来の世代に原発の負の遺産だけ押し付けてはならない。

以上、6の視点から考えても、原発は必要ありません。原発事故の夢をみる現在の世ではなく、安全な世界を実現してほしい。人類の英知となる判断をお願いします。

## エネルギー政策は民衆が決める権利がある

全基差止口頭弁論（1月17日）意見陳述 高森清子

私は、高森清子と申します。福岡市城南区に住んでいます。50年前、子どもが生まれ、安全な食べ物を食べさせたいと生活協同組合で共同購入を始め組合員活動や、地域での文化活動を長年していました。2007年から1期福岡市議会議員をしましたが、2011年3月の東日本大震災の時は2期目の選挙に向けて活動中でした。

11日の津波や原発が爆発するテレビ映像に釘付けになったことを覚えています。「これからどんなことが起こるのだろう、議員になって何が出来るのだろう、そもそも同じ市民として何を訴えていけばいいのだろう。」と告示後に街頭で訴える言葉が出てきませんでした。

その後、福島状況や原発問題についてずっと関心を持ってきました。

福島原発事故後に東日本広域に見られた急性原爆症候群とその後の慢性原爆症候群の原因は、テルル毒の被曝によることを突き止めた環境学者の京都精華大学名誉教授 山田國廣先生の報告に「甲状腺がんや甲状腺機能障害、白血病、乳がん、結腸がんなど、心筋梗塞、新生児の低体重出生や水頭症などの先天奇形、妊産婦の流産、早産などの産褥期障害、神経障害、免疫系障害などの症状の原因は、テルルの化学毒を主犯として放射性ヨウ素、放射性セシウムの複合影響によるもの」とあります。

元原発労働者で福岡市在住の梅田隆亮さんは、過酷な被曝労働に従事したことから急性心筋梗塞を発症しても労災認定がおりませんでした。2012年2月17日、裁判に訴え、2018年7月11日最



高裁で上告棄却となり、上告受理申立も受理しないという判断をされました。

原発を動かすには人の力が必要です。そこで働く労働者は13ヶ月に1回の定期点検だけでも原発一基につき3000～50000人が働いています。2011年の福島原発事故後も除染作業や廃炉作業に従事する多くの人たちがいます。梅田さんは、「100万人にも及ぶと言われている原発労働者の安全と健康について、放射能によるリスク、人体に及ぼす影響が長期にわたって被害を生み出すかを、多くの人に知ってもらいたい」との思いでこの裁判を闘われました。今も廃炉作業が続いていて、あと何十年かかるのか、何万人の作業員が動員されるのか計り知れません。

2011年11月に福岡県の「女性の翼」事業で、デンマークとスウェーデンに行きました。両国とも社会福祉がとても行き届いていて、人の命や健康を第一にする国です。

デンマークでは、1973年に原子力発電が検討され、エネルギー政策は民衆が決める権利があるとして、国も情報開示を行い、国民投票をして脱原発を決め、自然エネルギーに取り組むことを議会で決めたのです。スウェーデンは、1970年代に原子力を推進してきましたが、79年にスリーマイル島の事故を受け、1980年の国民投票の結果、2010年までに原子力発電を段階的に廃止する決議が採択され、当時10基あった原発を段階的に廃止することを決めています。両国とも、国が十分な情報を出し、国民投票までしてエネルギー政策を決めていることです。

翻って、日本ではどうでしょう。安全神話を教え込み、2011年の時にはいつの間にか原発は54基もあったのです。放射性物質は大気中や陸・海にも拡散します。セシウム137の半減期は約30年、プルトニウム239は半減期が2万4千年、と長い時間と費用がかかるということは知らされていませんでした。

2017年に福島に行きました。車で移動中、多数の黒いフレコンバッグがあちこちにあるのが目につきました。トイレ休憩のために入ったスクリーニング場では、線量計とその光景を写真撮影しようとしたところ、「ここは国の許可がないと写真は撮っては

いけない！」と怒鳴られ追い出されました。また、「請戸の浜」では津波によって多くの家が流されてコンクリートの残骸が残っている



スケッチ/T.K

だけでした。ここでは消防団の方達は11日夜まで捜索を続けていましたが、翌12日午前5時頃に線量が高くなったことから福島原発から10キロ圏内に避難命令が出され、救助隊が請戸の浜に入ることが出来たのは1ヶ月後のことだったそうです。11日夜まではクラクションをたたく音が聞こえ、生存者がいたのに救出に行けなかった救助隊の方達の無念さは計り知れません。放射能は危険なもので、安全ではないのです。

福島市内の自然豊かな里山にある信夫山ガイドセンターでは、「除染」が行われトラックや作業員の人たちが行き来していました。自然観察所の方と「原発は危ない」などの話をしていたところ、「ここでは原発の話はしてはいけないのだ」と言われ、箝口令が敷かれていることが分かりました。自由に物が言えないのです。

ドイツでは、福島原発事故を契機としてメルケル前首相が原発廃止を決め、2021年12月31日、国内で稼働中の原発6基のうち3基の稼働を停止し、2023年4月15日には全原発を廃止しています。

地球温暖化の原因としてCO2削減の代わりに、エネルギー源として原発回帰に走っているようです。原発はテール毒や放射性物質を環境にばらまき、複合影響で健康被害を起こしてしまう危険なものです。

デンマーク・スウェーデンのように再生可能エネルギーへシフトして、国民の声を聞き、国と企業が知恵を出し合って、人の命や健康を大事にする国づくりをすべきです。

私はこれからの子どもや孫の命や健康を守るために声を上げていきます。

## 玄海事故時の避難先アンケート結果を基に佐賀市に質問 住民を被ばくさせないでください！

「玄海の避難問題を考える連絡会」は昨年、玄海原発事故時の避難先となっている3県39自治体に対して第2弾のアンケートを実施し、回答を得た。アンケート結果を基に今までに佐賀県知事と避難元である3市町、玄海町長、唐津市長、伊万里市長宛に質問要請書を提出し回答を得た。(詳細は裁判の会HP参照)。それらの回答を基に、今回は避難先自治体の佐賀市へ質問要請書を提出し回答を得た。

14項目にわたる質問に対して、佐賀市からの回答はほとんどが“国の責任の下”、“国の知見で定めている指針やマニュアル等に則り”、“何かあれば県を頼りにする”、という範疇を超えるものはなかった。また「原子力だけでなく災害に対しては、想定をすれば限りなく備えは出てくるので、今我々が出来る事として、UPZ(30キロ圏)という一定の範囲の中での訓練、経験を積み重ねて今後に備えています」という悠長なものだった。住民への情報の発信という事でも「原子力防災のてびき」を全戸配布していると言う一点を繰り返すだけだった。

1月26日に行った面談の中でも、「避難計画の住民への説明の場を設けて」と要請したことに対して「県内すべての市町が県と協調して情報提供を行っているので、全体としてやっていくべき」。広報についても「佐賀市だけで突出したことはできない」と、とても消極的だった。

アンケートでは自治体間で原子力災害に対して必要な話し合いが持たれていない事が明らかになっている。行政の不作为で被害を受け、逃げ惑うのは私達住民だ。佐賀市独自で佐賀市民を守る施策を積極的に行ってほしいと求めた。



11/22 佐賀市長へ要請質問書提出

### <質問項目>

- ・唐津市原子力災害時広域避難対策協議会の内容
- ・除染基準の数値
- ・佐賀市が避難対象地域になった時の対策
- ・避難退域時検査の検査方法を肯定する理由
- ・避難者が被ばくを強要されることについて
- ・佐賀市民が被ばくを強要されることについて
- ・避難先施設に放射能が持ち込まれることについて
- ・佐賀市民が避難当事者となりえることへの広報・対策
- ・安定ヨウ素剤配布の具体策

以下、主な項目について、**質問、(佐賀市長回答)、<私たちの意見>の順**に報告する。

■質問① 唐津市原子力災害時広域避難対策協議会が毎年開かれているが、市はどのような意見を出し、唐津市や佐賀県から、どのような回答があったか具体的に教えてください。議事録と資料の開示を。

(回答) 佐賀市は、同協議会の受入市町として構成員になっています。令和2年度に書面開催された協議会において、本市は受入市町として具体的避難者数の事前提示等の意見を提出し、唐津市から最大避難者数データを定期的に更新し、共有を図りたい等の見解が示されました。なお、本市は主催者でない為、議事録等は作成していません。

**<協議の具体的な中身を尋ねているのに、まったく答えていない。市民に積極的に情報公開すべきだ。>**

■質問② 原発で一番大事な問題は被ばくから住民を守る事だ。現在の除染基準は、放射線管理区域の外に物を持ち出す基準の30倍。除染基準、検査方法についてなぜ問題ないのか。原発事故だからといって、30倍の被ばくを市民は理解も承知もしていない。住民がなぜ九電の事故のために被ばくをしなければならないのか、「この基準で問題ない」と答えた佐賀市の見解を。

(回答) 除染については、国において原子力災害対策指針に則り、マニュアルが定められている。国

の責任のもと、専門的知見をもって定められた基準であると認識している。

<国の基準を知った上で、佐賀市は国が決めた基準だから「問題ない」と回答しているが、何故問題ないのか、には回答がない。市民の命と暮らしを案ずるならば市独自で調査し、判断すべき重大な問題と私達は思う。>

■質問③佐賀市にも避難指示が出るような事態になれば、UPZ同様の対応が必要になる。佐賀市民に対してもUPZ同様の事前情報が当然必要。福島原発事故では放射線の危険性を知らなかったことで、多くの方が無用な被ばくを強いられた。この犠牲を学んでどのように対応するのか、具体的な対策と市民への広報はどうしているか。

(回答) 原子力災害対策については、市地域防災計画に定めており、この計画は福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものです。

広報については、毎年、佐賀県が「原子力防災のてびき」を県内市町を通じて全戸配布しています。引き続き県と連携して行っていきたい。

<「てびき」を全戸配布していると言うが、私たちの運動で、多くの市民は「てびき」の配布さえ知らないと言うことが分かった。てびきはこの2月に改訂版が出され、配布が始まった。内容が簡略化されたが、肝心なことは漏らさず書かれているだろうか。原発事故が起きれば、被ばくもさせられ、長い避難生活を送らねばならず、将来的に健康被害も受けるかもしれない、という危機意識を培い、いざという時に自分のいのちを守れる、佐賀市独自の「原子力防災のてびき」にしていくべきだ。>

■質問④ 避難元からのバス、自家用車の「避難退域時検査」方法について佐賀市は「知っている」、また住民の検査方法についても「知っている」と回答、加えて今の方法で「問題ない」としているが、避難者に被ばくが強要される事をどのように受止めるか? 「問題ない」という根拠を示してください。

(回答) 福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を

抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方や簡易除染マニュアルに則り、県などが検査等を行うものと認識している。

<避難退域時検査の方法とは、バスが被ばく線量以下なら乗員全員も線量以下とする、もしバスが線量以上なら、乗員の代表一人を測定、線量以下なら乗員全員は同じく線量以下とする、という検査方法だ。除染基準自体が放射線管理区域の30倍もの被ばくを許容しており、避難者が無用な被ばくをしたら、という立場になって考えていないのは大きな問題だ。>

■質問⑤ 佐賀市にUPZ同様の避難(一時移転、屋内退避)指示が出た場合、今の基準では市民に被ばくを強要する事になる。市民に対しての考えを教えてください。

(回答) 原子力災害対策特別措置法に基づき、国が定めた原子力災害対策指針に則ったものであり、法令等に基づく対策が講じられているものと認識しています。

<国の法律は被ばく前提となっていることを佐賀市は分かっているのか。>

■質問⑥ 避難所となる学校や施設に放射能が持ち込まれる可能性について、佐賀県は「除染により人体に影響が出るレベルの放射能汚染が避難先施設に持ち込まれる事はない」と回答したが、根拠は示されていない。市民が日常的に活用する場所である避難先施設に「被害が及ばない」とする県の考え方を、市は受け入れるのか?

(回答) 県や市が定める地域防災計画は、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものと認識しています。

<国も県も、放射能被ばくに関する正しい知識を住民に周知していない。避難先施設で被ばくの可能性があるので、市の責任として事前に周知し、住民を守るべきだ。>



10/14 避難退域時検査訓練

■質問⑦ 佐賀市民が原発事故の避難当事者となりうることを、国も佐賀県も想定している。その点について市民への広報が行き届いているか。

(回答) 広報については、毎年、佐賀県が「原子力防災のてびき」を県内市町を通じて全戸配布しています。引き続き県と連携して行っていきたいと考えています。

<「てびき」の配布だけでは済まされない。市町は住民にとっては拠り所。避難当事者となりうることを、具体的に住民一人ひとりに説明すべきだ。>

■質問⑧ 佐賀市に避難指示が出たら、UPZ同様に市民の避難先をどのように対応するのか？

(回答) UPZと同様となれば、まずは屋内退避の措置を取ることとなります。佐賀県地域防災計画の中では、避難先以外へ避難する必要が生じた場合には、県有施設の活用や県外への避難等について県が必要な調整を行うとされていますので、その際は県と調整しながら対応したいと考えています。

<UPZと同様となれば、佐賀市民にも以下のような具体的な情報提供を行わなければならない:

1. どの地域が屋内退避、一時移転に当たるのか
2. それを住民にどうやって知らせるのか
3. 放射能がどこまで来ているのか、どうしたらわかるのか
4. どこで安定ヨウ素剤はもらえるのか
5. 避難退域時検査場所はどこなのか
6. どこに逃げたらいいのか
7. 車の無い人、自分で動けない人は、災害弱者はどうしたらいいのか

…etc.問題は多岐にわたる。これらを事前に佐賀市民に周知しておくことは、最低限やるべきことだ。そして「想定」されているのだから、即、避難計画立案に着手すべきだ。>

■質問⑨ 佐賀市民も避難指示が出た場合、服用する必要のある安定ヨウ素剤は熊本から運んでくるとなっている。熊本のどこにどのぐらい備蓄され、誰がどのように、どのぐらい時間をかけて運ぶことになっているのか、具体的に教えてください。

(回答) 熊本県に保管されている安定ヨウ素剤は、国において備蓄されているものであり、運搬等については国の責任に基づき実施されるものと考えています。

<「国の責任に基づき」24時間以内に届ける計画だとのこと。誰が行って、誰が運び、住民にはどう配布するのか等具体的になっていないと口頭回答あり。放射能抑制効果は、曝露する24時間前から曝露後2時間までは90%だが、曝露後8時間で40%、曝露後16時間以降では効果はほとんどないという。放射能は「見えない」「音もしない」「においもしない」が、住民は「いつ被ばくしたのか」どうして分かるのか?「服用方法は?」「誰が事故の混乱の中、届けてくれるのか?」、住民には分からない事だらけだ。これでは自分の身さえ守るのは無理。しかし、根拠もなく"無理ではない"と言っているのが国の指針である。住民の不安に真摯に向き合い、国や県に「こんな計画では住民を守れない!」と言ってほしい。>

\*\*\*\*\*

福島原発事故で出た放射性セシウムのうち、7割以上は東に広がる太平洋に沈着したと言われています。玄海原発に置き換えてみれば、九州はもとより日本列島全域被害地域となるのは明らか。国の原子力災害対策指針でも、UPZ外にも防護措置を講じるよう謳っています。佐賀市民として自分ごととして、今回質問要請書を上記のように提出しました。

この度の能登半島地震によりこの原子力災害対策指針の欠陥が明らかになりました。

1月31日、全国の市民団体から、これ以上原発を動かすべきではない、という趣旨の要請書を政府に提出し、交渉の場を持ちました。政府の答えは「今回の地震を踏まえて、原子力災害対策指針を見直すことは考えていない」「自然災害と原子力災害との複合災害に際しては、人命最優先の観点から、まず自然災害に対する安全が確保されたあとに原子力災害に対応することが重要である」。市民側から「被ばく防護は放棄するのか」との問いに、規制庁は否定せず、「原子力発電所がある限り、放射能は出るので、被ばくをゼロにするという考え方を我々は持っていない」と、被ばくの可能性はあると、被ばくを前提とした開き直りの驚きの回答でした。

私たちは、「誰も原発のために被ばくを受入れていいと言っていない」と声に出し続け、原発のない社会の実現に向けて、これからも伝える活動をしていきます。(江口美知子/石丸初美)

## 避難訓練見学者を不審者扱いの職務質問

～福岡県住民避難訓練にて～

荒川謙一

本年、元旦16時10分に能登半島を襲ったマグニチュード7.6の大地震は、原子力災害に対する避難計画を根本的に見直さねばならないことを示した。というよりも、最早、避難者の救出手段が閉ざされてしまい取りあえずの屋内退避さえ出来ない状況は、避難計画そのものの実効性に問題があると警鐘を鳴らしているのだ。1月4日の首相官邸記者会見では「原発再稼働は見直し必要ではないか？」の質問に対し、岸田首相は口を閉ざし早々に会見場を立ち去ってしまった。

福岡県では、令和5年度原子力防災(避難)訓練が10月14日に原発立地県の佐賀県と同日同時間帯で開催された。私は実施日の2日前、福岡県総務部危機管理局防災企画課の原子力安全対策係に電話を入れた。コロナ禍では、訓練は職員ら関係者間で機器動作確認や伝達訓練に終始してきた。昨年からはやっと住民参加の訓練が復活したが、一般者の見学が制限されている状況なので、事前確認が必要と考えたからだ。担当する係長は、初めての訓練任務のようで、私が「これまでできるだけ訓練見学をしてきた者だが、見学可能な場所を知りたいので、未発表である訓練の全体実施地図をもらいたい」と言うと、わかりやすく説明してくれ、その地図をFAXしてくれた。

それに従って、一般見学者が参観可能な糸島市南町行政区(30キロ圏内)の訓練を選択し、避難受け入れ地である糟屋郡粕谷町の「サンレイクかすや」で住民の避難バスを待ち構え見学することにした。バス到着の一時間前から「訓練参観者駐車場」の大看板がある場所に車を止め会場内を見学。「自主避難乗用車除染訓練」や「愛護動物同行訓練」の様子を見学していると、バスが到着した。住民の検査・除染訓練が終了すると、講話会場への移動に私も後ろから付いて行った。

避難訓練者の受付が終わったところで、係員に「一般参観者の荒川です」と名乗ると、怪訝な表情をしたので事前に県に照会して来ていることを説明すると、「では、こちらへ」と糸島市の職員に引き繋がれ「今から講話が始まる所です。資料は座席に置いてありますから空いてる席に着いてください」と通してくれた。まず、「避難所の暮らし方等々」、次に「愛護動物の同行避難」について、こ

の間20分くらい、これから「放射線の話」の講師が席に着くという時、機動服姿の警察官が席の近くにやってきた。「ちょっと此処を出て頂けますか、お訊きしたいことがあります」と言う。「講話中なので終わってからに・・・」と返事すると、「直ぐに終わりますから、今から・・・」と促される。周囲の雰囲気はざわざわと妙な感じに変わったので止む無く席を立った。

別室へ案内され、用件はいわゆる職務質問だった。身分証明書提示を求められたが、「車にある」というと、同行すると言う。駐車場へ移動し確認が済むと解放されたが、席に戻る時には講話はすべて終わっていた。腹立たしく「お陰で講話が聞けなかったじゃないですか！」に対し、「免許証をお持ちならすぐに終えたはず」と仕事をした感の警察官に車を見送られ帰宅となった。

問題は「誰がどんな理由目的で警察官を講話会場に呼んだのか？」である。後で分かったことだが交通整理警備役に着任した二名の警官は「訓練参加者たるゼッケンを着用して無かった」「現場責任者(氏名不詳)から現場で連絡があった」「反原発の団体が来る？事前情報があった」と語った。

県の原子力安全対策係に10月18日面談を申し入れ、謝罪を含む訓練に関する質問状を提出した。その中で「講話受講中に不審者扱いされたことは、人権侵害に当たるのではないかと」と問い掛けているが、3ヶ月経っても未だ回答無しである。口頭ではあるが福岡県は、訓練の責任者の指示による警察官連絡と要請を全面的に否定している。よって、10月14日粕谷町での訓練に関する情報開示請求してみたが「各部署共に報告書の不存在」の結果。公表1500人を超えるという公務員をはじめとする所轄関係者及び対象住民参加の訓練に「県の報告義務は無し」と回答。自治体を監督する国・内閣府に尋ねると、「確かに報告義務はない、避難計画自体を作成する責任を地方自治体が負うので、国はアドバイス支援する立場にある」と答えた。

いつ何時、天災によって原子力災害に巻き込まれるかもしれない一国民に対して、【原子力防災(避難)訓練】の自主参加見学を対象者外にして邪魔者扱いにする自治体が、本当の緊急事態に私たちを公正平等に守ってくれるのだろうか？

## 離島（高島）住民避難訓練参加報告

玄海原発反対！からつ事務所 北川浩一



2023年10月14日、23年度佐賀県原子力防災訓練に参加した。高島島民と行動をともしした内容を報告する。

高島は唐津湾北方2kmに浮かぶ人口191名、1小学校、1診療所、漁業の島。水道、電気は本土直結。玄海原発から15km。唐津市UPZ7離島（総住民数1198人、615世帯）の1つ。当日、関係者用チャーター船は報道関係者以外の便乗は不可のため朝1番の市営渡船（10分）で渡り、住民訓練に同行した。

### ■訓練概要：放射線防護施設（公民館）への屋内退避、原子力防災講話、安定ヨウ素剤配布訓練、自衛艦（掃海艇）による島外避難、心筋梗塞罹患者のヘリによる緊急搬送

・消防車両からの呼びかけに従い避難指定場所（公民館）に集合。高島はほとんどが平地の住宅地で車いす使用者も大過なく避難。悪天候下の避難所への避難も問題は少ないと思われた。しかし、低地のため高波・津波対策の検討が必要。帽子、長そで、マスクなど高い着用率。

・公民館は放射線防護施設（コンクリート製、陽圧）となっており、50人避難可能。食糧備蓄3日分。他に150人対応施設あり。

・ヨウ素剤はいつもの簡単な説明、配布時期も服用時期も継続服用の可否にも言及なし。

「代わりに飴を配ります、のどにつかえさせないでくださいね」と説明。現物を手にすることもなし、保管法の注意もない。せっかくの機会を利用して実物を配布してはという過去の提言は無視。本番で困るのは現場の市職員。

・船による島外退避では、使用艦艇（掃海艇）は大きく、港に入れず大型ゴムボート（船外機つき）による瀬渡しが必要になった。今までも他島で同様な状況があった。自衛艦を使う他の意図を感じざるを得ない。島の港が使える船、船内スペースの広い乗り降り簡便な船を用意すべきである。幼児・老人・病人の存在を考えると、夜間や悪天候下での瀬渡しは不可能である。

### ■毎回問題になる原発災害訓練時講話

日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援研究センター センター長：宗像氏

内容は基本的に全国配布の中高生用副読本レベル。相変わらず100ミリシーベルト安全論、屋内退避優先。内部被ばくの過小評価。航空機搭乗、医療時の造影、食物由来放射性カリウムなどとの安全性比較。福島住民被ばく影響なしの暴論はなかったものの、「放射能の正しい知識を持ってください」という冒頭あいさつにそぐわない講話だった。

最後に、福島の反省に立つ避難問題の重大ポイントにあげた言葉は「避難計画の重要性」、「正しい情報」、「住民協力」だった。「放射能の正しい知識」が一番にあげられるべきでしょう。退室する講師に「今日の講話であなたの家族は納得されるのでしょうか」と問いかけたが返答はなかった。

### ■訓練を踏まえて総括すべきこと

・避難計画を規制基準に組み込み、計画の責任所在と補償を明確にする。

・被曝からの避難が最重要課題

100ミリシーベルトを許容してよいのか（科学的に見直し）

スクリーニング（外部被曝測定）の科学的な基準を再設定

内部被曝を防ぐ手立ての確立と、サンプリングした者の事後測定実施

被曝証明書の発行必須

・能登地震で明白になった家屋破損・倒壊による屋内退避困難問題の見直し

- ・複合災害（地震、津波、高潮、台風）対策
- ・海域断層調査の実施と審査見直し
- ・規制基準見直し、バックフィットの評価・適応
- ・スフィア規格（国際規格避難所）の導入
- ・全7離島（1200名）同時避難に対応できるのか。離島避難の困難性を考慮してPAZ（5

km圏）対応に組み込む

過去の訓練でも、悪天候による船、ヘリでの避難中止を経験

離島の食、水、燃料は最低でも1週間分貯蔵  
避難所に放射能測定器

UPZ圏住民避難シナリオの作成と公表

## 12.2反プルサーマルの日 ポスティング行動報告

唐津市 田口敬三

2023年12月2日、今回も“12.2反プルサーマルの日”行動として、玄海町へのポスティングにみんなで取り組んだ。自分はIさんとHさんと三人で組んで玄海町最南の湯野尾部落の全戸と、牟形(むかた)地区の一部に配布した。

三人が散り湯野尾を配り終えて合流した時にHさんが報告した。一軒の家で老人から口撃(こうげき)されたと言う。

「お前は何者か。共産党か。電気ば使うて恩恵受けてるモン(者)が原発に反対するなっ！」

真実を見抜けない者がたまに使う台詞である。こう言う人達には問答無用で、説得するのは至難のわざだと思う。Hさんも応戦したがチラシを渡すことさえできなかった。

自分はそのご老人を見てはいないが多分根は悪くないだろう。正義感を貫く人。惜しむらくは社会を見る眼力が無い。

原発の電気は実は物凄く高いのだと彼が知っていたら、原発が安全であっても彼の正義感は攻撃目標を過(あやま)たなかった、と私は思う。

戸配後 原発近くの値賀(ちか)公民館に集まり

報告と語りの場を持った。遠い飯塚から「からつ事務所」に泊まって参加されたYさんご夫婦のご報告が私の印象に残った。出会った女性に、事故になったら地価が下落するというお金の話をしたら彼女はYさんの話を受け入れた、という情景が私に見えた。

11月22日の佐賀新聞 県民世論調査の記事に「生活が苦しくなるので積極的に継続すべき」や「電気代が下がる方がいい」等の「暮らし向きへの影響を踏まえた声が目立った」とあります。「電気代の上昇したら困るけん、あたしたちゃあ原発には反対せん」と私に言った野良着姿の農婦が忘れられません。「原発は何兆ベクレルだ」と言えば天邪鬼は反発するけれどお金には従順だろう。チラシ戸配横綱の進藤さんは、脱原発への努力が報われずむしろ逆行していると悔いた。「原発の電気は高い」を表に出したが良いと私は思う。

他にも興味深い報告がなされたが紙面が足りないので別の機会に譲る。と言うより、年に一度の戸配集会に、あなたも来て下さい。

### 9月4日以降の主な活動経過

#### ■9月

4日 『玄海プルサーマルニュース第40号』発行

9日 そいぎミーティング

#### ■10月

4日 福岡高裁控訴審口頭弁論(行政(7)・全基(8))

7日 そいぎミーティング

14日 原子力防災訓練見学

17日 JRユニオン座談会

20日 後藤政志さん 航空機衝突問題学習会

21日 後藤政志さん学習会

24~29日 第12回脱原発パネル展@佐賀市立図書館

#### ■11月

4日 そいぎミーティング

16日 高レベル放射性廃棄物説明会(玄海町)参加

22日 避難計画について佐賀市長要請書提出

#### ■12月

2日 反プルサーマルの日行動

9日 そいぎミーティング

23日 望年会

#### ■2024年1月

6日 そいぎミーティング

17日 福岡高裁控訴審口頭弁論(行政(8)・全基(9))

26日 避難計画佐賀市回答・面談

30日 玄海原発環境安全連絡協議会傍聴

31日 能登半島地震を受けた政府交渉(zoom参加)

#### ■2月

10日 そいぎミーティング

11日 福岡市原爆被害者の会博多区支部 座談会

.....「玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会」と出会って.....

沢山のたたく人と出会い、知らなかったことを学んだ 冬野なばな

最近では、2023年12月2日「反プルサーマルの日」だ。

ポスティングのドライバーをして下さった地元の古老が、「取水口は水を取り入れるだけじゃない。干潮の時は水を排出することもある。この湾も反対側と同じで汚染されているよ。背骨が曲がったり、眼玉が飛び出したりした魚が獲れる。」と物静かに言われる。

何事も初めの設計図通りにはいかないらしい。その怒りと深い悲しみを共有出来ただろうか。

そんなことを確認したら直ぐの1月1日の能登地震。志賀原発では、地震時の故障で、見通しが立たないままの変圧器の配管破れ・油漏れが起こる。

また、地震のため輪島市海岸では4.2mもの隆起があったそうだ。震源地に近い珠洲では、50年前に原発建設の話が持ち上がっていた。もし、珠洲に原発があったならば、取水口から冷却のための海水は取り入れられなかった。想像するだに恐ろしい。原発の一つの部分の取水口の不都合でさえこうだ。

50年程前の珠洲市住民のご苦勞後と計画廃止が唯々ありがたい。

1月27日は「悲しみの星条旗の劇」DVDとジャーナリストの「エイミ・ツジモト」氏のお話会。裁判の会の顔なじみも多数参加されていた。

東日本大震災時、日本の政府の要請でアメリカ海軍は支援に向かった。屈強な年若い兵士たちは、「トモダチ作戦」に参加させられる。しかし、東電や海軍が適切に放射能のことを知らせなかったことで被ばく。飲まれなかったヨウ素剤やフクイチからの距離も、乗務員と指令側の記憶や記録が食い違う。発病の割合は、離脱や除隊した兵士はカウントされていない。それなのに、裁判では東電・GE・日本やアメリカ政府にも「因果関係が無い」と見放された。現在は裁判も終わってしまった。原子力村は、日本だけでなく世界の原子力村でもあり理不尽がまかり通っている。

それでも珠洲の人のように、みんなで、たたかっていく！

(ふゆの なばな/福岡市)

お知らせ

提訴14周年年次活動報告会

5/11(土) 佐賀・アバンセ

4階 第3研修室

11:00 年次総会

13:30 冠木克彦弁護士団長講演会

2010年2月21日の決起集会で裁判運動を決意してから14年。4つの裁判をみんなの力で闘ってきました。控訴審勝利へ向けて、ぜひお集まりください。

みなさんの支えをお願いします

■年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。

サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎!

■振込先:郵便振替口座 01790-3-136810

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

知ることから始めませんか?

●座談会しませんか?

原発のこと、命のこと。少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!

●チラシ・ポスティングを一緒にしませんか?

控訴審進行中

玄海全基運転差止裁判

被告:九州電力⇒不当判決⇒控訴人176人

裁判終了

MOX燃料使用差止裁判

原告130人 ⇒ 不当判決

玄海許可処分取消行政訴訟

被告:国 参加人:九電⇒不当判決⇒控訴人187人

3・4号再稼働差止仮処分

債権者236人 ⇒ 不当決定

